

茨城県報 第5893号

昭和46年3月8日

(月曜日)

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規則 (教育委員会)

●教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正……………1

告示

- 青少年に有害な興行(県民室)……………2
- 青少年に有害な図書(〃)……………3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(社会福祉課)……………4
- 国民健康保険医の登録(国民健康保険課)……………5
- 五霞村営土地改良事業の認可(農地管理課)……………5
- 共同施行松平地区土地改良事業の認可(〃)……………5
- 白鳥西土地改良区の定款変更(〃)……………5
- 道路の区域変更(道路維持課)……………5
- 道路の供用開始(〃)……………8
- 道路位置の指定(建築住宅課)……………8

訓令 (教育委員会)

- 茨城県教育委員会事務専決規程……………9
- 茨城県教育庁事務代決規程の一部改正……………10

公告

- 小売販売業者甲及び丙の臨時登録(農業経済課)……………11
- 南部第一土地区画整理組合の理事の氏名等(計画第一課)……………12
- 開発行為の工事完了(建築住宅課)……………12

規則

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第7号

教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年3月8日

茨城県教育委員会委員長 須藤 敬

教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県教育委員会事務委任規則

第1条中「基づく」を「基づき、」に改め、「並びに教育委員会の権限に属する事務の専決」を削る。

第2条第2号中「訓令」を「教育委員会の定める訓令」に改め、「公告」の次に「を」を加える。

同条第8号を次のように改める。

(8) 行政事件訴訟及び人事委員会に対する不服申立て(以下「不服申立て」という。)の代理人を選任すること。ただし、教育庁の職員を不服申立ての代理人に選任することを除く。

同条第15号を次のように改める。

(15) 市町村立の高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに公立の各種学校の設置を認可すること。

同条第16号中「許可すること」を「許可し、及び許可を取り消すこと」に改める。

同条第18号中「重要な」を「1件の金額500万円(工事の施行及び製造の請負に係るものについては5,000万円、工事前原材料の購入に係るものについては2,000万円)以上の」に改める。

同条第19号中「重要な」を「1件の予定価格500万円以上の」に改める。

同条第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等を行うこと。

第6条から第8条までを削る。

付 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第234号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 ・ 二 郎

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
482	映 画	不 倫 恥 帯	大 蔵 映 画	同 左
483	〃	新 手 女 ぞ め 裏 表	葵 映 画	〃
484	〃	処 女 が 燃 え る 時	民 映 プ ロ	ミリオン・フィルム
485	〃	春 夏 秋 冬 肉 布 団	J. A. A	国 映

486	〃	日本犯罪史 さわり魔	ワールド映画	同	左
487	〃	死にたい女	若松プロ	〃	〃
488	〃	女房交換 女の小道具	東京興映	〃	〃
489	〃	抱かれませう	青年群像	〃	〃
490	〃	レモン・セックス 激しい愛戯	わたなべぶろ	関東映	配
491	〃	濡れた裸像	サン映像	同	左
492	〃	新・わたしは女 I A WOMAN III	スエーデン サンドリユウス・ フィルム	現代映	画
493	〃	まだ行かないの	サワ・プロ	同	左
494	〃	人生寝わざ日記	民映プロ	六邦映	画
495	〃	ブルーフィルム残酷篇	葵映画	同	左
496	〃	SEXゲリラ THE RAVAGER	米・FINEFLICK フィルム	創	映
497	〃	肉	〃	〃	〃

茨城県告示第235号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	誌 名	号 別	発行所名
455	別 冊 (秘)	3 月 号	辰 己 出 版
456	CELUXE' 70	3 月 号	〃
457	ガ ー リ ー	3 月 号	〃
458	週 刊 (秘)	2 月 22 日 号	〃
459	FOR MEN	3 月 号	東 京 三 世 社
460	実 話 雑 誌	3 月 号	〃
461	アダム ばちえらあ	3 月 号	芸 文 社
462	増刊 アダムばちえらあ	3 月 増 刊 号	〃
463	週 刊 情 報	2 月 18 日 号	新 樹 書 房
464	週 刊 漫 画 Q	2 月 17 日 号	〃
465	風 俗 奇 譚	3 月 号	文 献 資 料 刊 行 会
466	実 話 情 報	3 月 号	〃
467	問 題 S M 小 説	3 月 号	コ バ ル ト 社
468	S M マ ガ ジ ン	3 月 号	〃
469	サ ン エ ス	2 月 16 日 号	明 文 社

470	週刊実話と秘録	2月12日特大号	〃
471	CUTEY gaho	3月臨時増刊	れもん社
472	奇譚クラブ	3月号	暁出版KK
473	実話読物	3月号	日本出版社
474	夫婦生活	3月号	手帖社
475	問題小説	3月号	徳間書店
476	B & B	3月号	淡路書房
477	メンズ・メイト	3月号	光彩書房
478	週刊秘話トツプ	2月18日号	日晴社
479	明星	3月号	集英社
480	週刊少年マガジン (10)	3月7日号	講談社
481	週刊少年チャンピオン(11)	3月8日号	秋田書店

茨城県告示第236号

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので公示する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 医師の指定

科 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
聴覚障害	耳鼻咽喉科	永野泰宏	鹿島郡神栖町大字賀守立野高割2148	社会福祉法人白十字会 鹿島白十字病院
心臓呼吸器機能障害	内 科	柴原 仁	筑波郡大穂町大字吉沼1151	柴原 医 院
肢体不自由	外 科	保坂茂文	日立市国分町2丁目1番2号	日立製作所 多賀総合病院
肢体不自由	整形外科	白本 順一	水戸市宮町3丁目2番7号	総合病院 茨城県協同病院

2 医師の住所変更

氏 名	新 住 所	新勤務先	旧 住 所	旧勤務先
鉦持 守	行方郡麻生町麻生1555-4	鉦持外科医院	行方郡北浦村山田319	鉦持外科医院

3 指定医師の取消し

科 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先	理 由
肢体不自由	内 科	桑島達郎	日立市国分町2丁目1番2号	株式会社日立製作所 多賀総合病院	退 職

茨城県告示第237号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医(同薬剤師)として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号・番号	登録年月日	国保医(同薬剤師)名
茨国医 第2717号	46. 3. 1	神 里 兵 一

茨城県告示第238号

土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により次の土地改良事業を認可したので同法第96条の2第7項の規定により公告する。

市町村	実施地区	申請年月日	認可年月日
五霞村	大崎第一	昭和45年11月10日	昭和46年3月2日
〃	大崎第二	昭和45年11月10日	昭和46年3月2日

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第239号

昭和45年9月7日付で久慈郡水府村松平672番地、平根豊ほか73名から認可申請のあつた松平地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和46年3月1日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第240号

昭和46年2月5日付で白鳥西土地改良区から申請のあつた定款変更を3月1日認可した。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和46年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 50号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字飯合字雨ヶ谷 125地先から	前	メートル 8.6~18.8	メートル 3,792.0	
笠間市笠間字ザル田 768地先まで	後	8.6~18.8 23.0~98.0	3,792.0 3,340.0	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 結城二宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字結城字川原町 2242-2地先から	旧	メートル 5.5~10.5	メートル 140.0	
結城市大字大谷瀬字善兵衛川原 623地先まで	新	7.0~11.0	140.0	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 結城野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字結城字繁昌塚 9244-2地先から	旧	メートル 6.5~9.0	メートル 467.0	
結城市大字結城字作の谷 189地先まで	新	7.0~15.0	467.0	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 明野間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字海老ヶ島字台 2120-1地先から	旧	メートル 5.5~8.0	メートル 200.0	
真壁郡明野町大字新井新田 字台原49-1地先まで	新	6.5~13.0	200.0	
真壁郡明野町大字大林字九田 160-1地先から	旧	6.5~7.3	56.0	
真壁郡明野町大字大林字九田 164-1地先まで	新	6.5~11.0	56.0	

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 石岡下館線
3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字山尾字山之神 952-2地先	旧	メートル 6.0~6.5	メートル 40.0	
	新	6.3~8.5	40.0	

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 石岡下館線
3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字細芝字池下 28-5地先から	旧	メートル 8.5~11.5	メートル 177.0	
真壁郡真壁町大字細芝字中山 22-1地先まで	新	9.5~16.7	177.0	

茨城県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 結城二宮線
- 2 供用開始の区間 結城市大字結城字川原町2242-2地先から
結城市大字大谷瀬字善兵衛川原623地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年3月8日

-
- 1 路 線 名 県道 結城野田線
 - 2 供用開始の区間 結城市大字結城字繁昌塚9244-2地先から
結城市大字結城字作の谷189地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和46年3月8日

-
- 1 路 線 名 県道 明野間々田線
 - 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字海老ヶ島字台2120-1地先から
真壁郡明野町大字新井新田字台原49-1地先まで
真壁郡明野町大字大林字九田160-1地先から
真壁郡明野町大字大林字九田164-1地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和46年3月8日

-
- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
 - 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字山尾字山之神952-2地先
 - 3 供用開始の期日 昭和46年3月8日

-
- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
 - 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字細芝字池下28-5地先から
真壁郡真壁町大字細芝字中山22-1地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和46年3月8日

茨城県告示第243号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規
定に基づき公示する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 3. 8	下館市玉戸字南台219の1	5.00	61.00
2	"	" 小川字前原1400の8	5.00	60.60
3	"	" 小川字前原1400の10	5.00	73.50
4	"	下館市下川島字下寺野793の1	4.00 (非常用通路付)	55.00
5	"	" 伊讚美字東寺野1275-1, 1276-1	4.00	37.00
6	"	" 玉戸字南新田1336の2	4.00	49.00
7	"	" 飯島字八十島588-1, -3	5.00	64.10

B

1	46. 3. 8	古河市大字古河字横山町出口往還東4629-2, 4627-1, 4620-2, -4, 4621-2, 4622-4	4.00	126.70
2	"	古河市原町478の1, の2	4.00	43.50
3	"	猿島郡岩井町大字三字二の谷633-1, -7, -8, -9, -10, -11, -12, -23, -24, -25, -26, -27, -28, -29	4.00 (回 転 広 場 付)	76.60
4	"	下館市布川字折戸1196-1	4.00	18.30
5	"	" 大字小川字箱ヶ島1479-50	4.00	19.65
6	"	" 飯島字八十島579-63, -64	4.00	41.70
7	"	水戸市平須町字新田1627	6.00 5.00	832.50 53.00
8	"	行方郡潮来町大字延方乙1748の13	4.00	26.00

C

1	46. 3. 8	土浦市大字常名字大坂下810-4	4.00	44.64
2	"	" " " 808-2	4.00	38.41

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第5号

茨城県教育委員会事務専決規程を次のように定める。

昭和46年3月8日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

茨城県教育委員会事務専決規程

第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定

めるものとする。

第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、次条に規定する場合を除くほか、茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第2条第2号、第3号及び第6号から第12号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、軽易なものに限る。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

第3条 教育委員会は、規則第2条第13号から第25号までに掲げる事務並びに軽易な告示及び公告、国又は県の行なう重要なほう賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事（懲戒処分を除く。）を行なうことについて、教育長に常時専決させるものとする。

- (1) 教育次長、参事、本庁の課長（これに相当する職を含む。）及び教育事務所長
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長（教育研修センターの副所長を含む。）
- (3) 市町村立学校の校長

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、必要と認めるものについては、次の教育委員会の会議において報告しなければならない。

第4条 教育長は、前条第1項の規定により常時専決しうる事務の一部を教育次長及び課長に専決させることができる。

付 則

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第6号

茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和46年3月8日

茨城県教育委員会教育長 山 本 満 男

茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁事務代決規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令」を「規程」に改め、「本庁の課長」の次に「班長、」を加え、「地方教育事務所長（以下「所長」という。）及び地方教育事務所長の課長」を「教育事務所の所長、次長及び課長」に改める。

第2条を次のように改める。

（代決者及び代決の順序）

第2条 決裁権者が不在のときは、次表に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位

者も不在のときは、第2順位者が代決し、第2順位者も不在のときは、第3順位者が代決するものとする。

区分	決 裁 区 分	第 1 順 位 者	第 2 順 位 者	第 3 順 位 者
本	教 育 長	教 育 次 長	総 務 課 長	主 務 課 長
	教 育 次 長	主 務 課 長	総 務 課 長	
	課 長	課長補佐(課長補佐が2人おかれている場合には、課長があらかじめ指定する者)	主 務 係 長	
	班 長	班長があらかじめ指定する職員		
庁	課長補佐	1人の場合	主 務 係 長	
		2人の場合	他の課長補佐	主 務 係 長
	係 長	課長があらかじめ指定する職員		
教育事務所	所 長	次 長	庶 務 課 長	主 務 課 長
	次 長	主 務 課 長	庶 務 課 長	
	課 長	所長があらかじめ指定する職員		

第3条から第8条までを削り、第9条中「訓令」を「規程」に改め、同条を第3条とし、第10条中「訓令」を「規程」に改め、同条を第4条とする。

付 則

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

公 告

●小売販売業者甲及び丙の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2第2項及び第32条の2第2項の規定により次の者を小売販売業者甲及び丙として業者登録をした。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 日 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 又 は 氏 名
(販売業者甲)			
北農林 第598号	46. 2. 10	那珂湊市平磯町1147	八 一 黒 沢 美 代
(販売業者丙)			
第 21 号	46. 2. 10	那珂湊市平磯町1147	八 一 黒 沢 美 代

●役員の氏名及び住所の公告

昭和46年1月13日付で認可した南部第一土地区画整理組合の理事の氏名等を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

理 事 長	山 形 鉄 雄	日立市久慈町3丁目23番21号
理 事	宇 佐 美 孫 重	日立市久慈町4丁目11番7号
〃	勝 山 好 男	日立市久慈町3丁目46番6号
〃	田 所 鉄 之 介	日立市久慈町3丁目15番16号
〃	梅 原 信 義	日立市久慈町3丁目18番18号
〃	酒 地 徳 男	日立市久慈町4丁目12番2号
〃	井 上 幸 太 郎	日立市久慈町3丁目3番10号
〃	田 所 藤 太	日立市久慈町1丁目25番3号
〃	荒 蒔 義 夫	日立市久慈町4026の10番地
〃	五 来 政 道	日立市久慈町2333番地
〃	宮 田 信 郎	日立市南高野町238の2番地
〃	渡 辺 丑 松	日立市石名坂町886番地

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年2月16日に完了したことを公告する。

昭和46年3月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

水海道市中妻町字熊野浦26番地一1

2 事業主の住所及び氏名

水海道市栄町3426 鈴木喜代

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所